

請求人 様

新宿区監査委員	白 井 裕 子
同	小 池 勇 士
同	國 井 政 利
同	豊 島 あつし

新宿区職員措置請求について（通知）

令和 2 年 12 月 24 日付けで提出された新宿区職員措置請求書に基づく職員措置請求（住民監査請求）については、下記の理由により却下することに決定したので通知します。

記

1 事実経過

請求人は、令和 2 年 12 月 24 日、新宿区監査委員に対し、事実証明書として添付した自己情報開示決定通知書（令和 2 年 12 月 11 日付け 2 新子保入第 855 号）に係る開示決定（以下「本件開示決定」という。）について、新宿区個人情報保護条例（平成 17 年新宿区条例第 5 号）第 31 条第 2 項に規定する費用（以下「開示費用」という。）を開示請求人に負担させることなく、本件開示決定に基づく開示文書（以下「本件開示文書」という。）の作成及び送付を行ったことは、同項の規定に反し違法である旨の住民監査請求を行った。

2 却下の理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条に定める住民監査請求では、地方公共団体の住民が、地方公共団体の執行機関又は職員について、違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実があると認めるときは、これを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求めることができるとされている。

本件請求において請求人は、区が本件開示決定を行った後に、開示費用を開示請求人に負担させることなく、本件開示文書の作成及び送付を行ったことによって、当該開示費用相当額の損害が区に発生していると主張している。

ところで、本件開示文書は、本件開示決定によれば、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）その他の関係法令をその内容とし、新宿区個人情報保護条

例に基づく開示請求の経緯なくとも情報提供が可能なものであり、区では、一般的に情報提供を行う際には費用負担を求めている。

これを本件請求についてみると、開示費用を開示請求人に負担させることなく本件開示文書の作成及び送付を行ったことは、本件開示文書が自己情報開示によらずとも情報提供できるものであるため、開示請求人に開示費用を負担させることは公平性の観点から適当ではないとの区の判断からなされたものであり、その行為に違法性又は不当性は認められない。

よって、本件請求は、地方自治法第242条第1項に規定する要件を具備しているものとは認められず、同条に定める住民監査請求として不適法である。